

# 訪問看護重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

事業者の名称	有限会社 RISOEL	
事業者の所在地	大阪市阿倍野区阪南町 1 丁目 25 番 4 号 グランドメゾン杉谷 701 号室	
代表者氏名	下村 啓介	
介護保険事務所番号	2762490593	
事業所の名称	訪問看護ステーションWish	訪問看護ステーションWish 阿倍野サテライト
事業所の所在地	大阪府枚方市町楠葉 1 丁目 9 番 20 号 第2ハイツ桑田 303 号	大阪市阿倍野区阪南町 1 丁目 25 番 4 号 グランドメゾン杉谷 701 号室
連絡先	TEL 072-896-5328 FAX 072-896-5348	TEL 06-6623-7275 FAX 06-6623-7276
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪府枚方市の一部 (北部地域) 京都府八幡市全域	大阪市阿倍野区・東住吉区・ 天王寺区・住吉区・生野区・西 成区

## 2. 事業の目的と運営方針

利用者の意志・人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切な訪問看護の提供を確保する事を目的とする。

- ① このサービスの提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- ② リハビリテーションを主とするサービスの提供にあたっては、訪問看護計画書を看護師と理学療法士が共同して作成し、これに基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- ③ ②における、計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により、ご利用者様の健康状態の適切な評価を行い、より安全で効果的なリハビリテーションの実施に努めます。
- ④ 当事業所の提供する理学療法士等によるリハビリテーションは、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものです。

## 3. 当事業所の訪問看護サービスの内容

- ・ 病状・障害の観察等
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・ カテーテル等の管理
- ・ 食事及び排泄等の日常生活の世話
- ・ その他医師の指示による医療処置
- ・ 床ずれの予防・処置
- ・ リハビリテーション
- ・ ターミナルケア
- ・ 認知症患者の看護

#### 4. 職員体制(令和4年6月1日現在)

看護職員 6名 理学療法士 9名 作業療法士 0名 言語聴覚士 0名

#### 5. 営業日時のご案内

- 営業日 : 月曜日から土曜日まで
- 休日 : 日曜 祝日 12月30日~1月3日
- 営業時間 : 午前9時から午後5時まで

#### 6. ご利用料金など

訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安は、

**【別紙①】「訪問看護サービスのご利用料金について」**のとおりです。

\* 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

#### 7. 支払方法

利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供毎に計算し、利用月毎の合計金額により請求いたします。請求書は、利用明細を添えて利用月の翌10日前後お渡しいたします。

お支払いについては、サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記よりお選びいただきお支払い下さい。

お支払いの確認をされましたら支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

1、利用者指定口座からの自動振替（翌月27日振替）

2、集金による現金払い（請求月の末日まで）

3、事業者指定口座への振込による支払い

（下記口座へ請求月の末日まで。振込手数料につきましては利用者様負担となりますのでご注意ください）

振込先：三菱東京UFJ銀行 阿部野橋支店

普通：番号 6729639 有限会社 RISOEL

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 那須 悦子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 9. 秘密保持について

サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

**【別紙②】「個人情報使用同意書」**にご同意ください。

#### 10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中にご利用者様に緊急の事態が発生した場合、ご利用者様の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。また、救急搬送の要請などご利用者様の生命・身体の安全を最優先に対応します。

**【別紙③】「緊急連絡票」**に基づき行います。

#### 11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	1事故につき支払限度額1億5,000万円

#### 12. 身分証携行義務について

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 13. サービス提供の記録について

- (1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(請求申請・手数料(コピー代)が必要です)

#### 14. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力をお願いします。また、感染症への対応と利用者保護の観点から、担当者または利用者が感染症に罹患した場合、所定の訪問を見合わせる場合があります。

#### 15. ご利用にあたって

サービス開始時に保険証や医療受給者証等の確認のため、一時お預かりあるいは複写(コピー)をお願いすることがあります。これらの書類について、内容変更等において新しい介護保険証(負担割合証含む)、医療保険者証や特定疾患医療費受給者証等がお手元に届いた場合も、同様をお願い致します。

また、これらの書類の有効期限満了日が近づきましたら、一時お預かりや複写(コピー)をさせて頂く旨について、ご連絡をさせていただきますのでご了承下さい。

#### 16. 苦情の相談の窓口

対応窓口	責任者(責任部署)	連絡先
訪問看護ステーションWish	下村 啓介	TEL 072-896-5328 FAX 072-896-5348
訪問看護ステーションWish 阿倍野サテライト	下村 啓介	TEL 06-6623-7275 FAX 06-6623-7276
(大阪市・介護) おおさか介護サービス 相談センター	苦情処理窓口	TEL 06-6766-3800 FAX 06-6766-3822
(枚方市・介護) 枚方市役所 健康福祉部 健康寿命推進室	長寿・介護保険課	TEL 072-841-1460 FAX 072-844-0315
(八幡市・介護) 京都府健康福祉部高齢者支援課	苦情相談窓口	TEL 075-414-4570
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	苦情相談窓口	TEL 06-6949-5446 FAX 06-6949-5417
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課	介護管理係 相談担当	TEL 075-354-9090 FAX 075-354-9055

上記以外に保険者である市町村の健康保険及び高齢介護室の苦情処理窓口にも苦情を申し出ることができます。

## 17. その他

- (1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
- (2) 原則として、担当者の選定は受けかねます。
- (3) あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は利用者または事業所の都合により変更または中止する場合があります。その場合、双方とも出来るだけ早く連絡します。またあらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情などにより遅れる場合がありますのでご了承ください。
- (4) その他【別紙④】「訪問看護ステーションからのお願い」をご参照ください。